

安来市

地域福祉計画

(第 2 期 計 画)

助けあい 支えあい みんながいきいき輝くまち

平成27年3月

島根県安来市

目 次

第1章	計画の評価・見直しにあたって	
1	はじめに	1
2	安来市地域福祉計画（第2期計画）の位置づけ	1
第2章	安来市を取り巻く状況	
1	人口等の状況	2
2	高齢者の状況	4
3	障がいのある人の状況	6
4	自治会の加入状況	8
第3章	地域福祉計画（第1期計画）の取り組みに対する評価結果	
1	ワーキング・グループによる評価の目的	9
2	ワークショップの採点方法	9
3	ワークショップの手順	9
4	ワーキング・グループ編成表	10
資料1	安来市地域福祉計画評価シート（総括表）	11
資料2	基本目標における取り組み状況チェックリスト	12
第4章	地域福祉をめぐる課題と展望、施策の方向性	
1	地域をめぐる課題と展望	24
2	施策の方向性	25
第5章	計画推進にあたっての重点的な取り組み	
1	地域福祉活動計画の整備・拡充	25
2	ボランティア活動の支援体制の強化	25
3	行政の全庁的な取り組みの強化	25
4	地域福祉活動計画の点検・評価の実施	26
参考資料	安来市地域福祉計画（第2期計画）の策定経過	26

第1章 計画の評価・見直しにあたって

1 はじめに

急速な少子・高齢化、核家族化の進行や過疎化など地域社会が変容するの相互扶助機能が低下している時代といわれています。

これを背景とし、孤独死、自死、虐待、行方不明者、生活に困窮する世帯社会問題となっています。

さらに子育て、介護、障がい等の分野においても、だれもが安全で安心ことができる地域社会の実現に向けて、引き続き、地域社会を基盤とした努める必要があります。

このような社会問題や生活課題を解消するために社会福祉法第107条地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）来市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進させるための基本計画となる「祉計画」を平成22年3月に策定しました。

この計画は、「安来市総合計画」、「安来市老人福祉計画・介護保険及び「安来市障害者基本計画」、「安来市次世代育成支援行動計画」等の関性を図りながら、地域福祉の分野に関する施策展開の方向性を示し、さまざまな施策を推進してきました。

計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5か年計画とし、の変化や、住民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じしを行なうための「安来市地域福祉計画検討委員会」を開催してきました

計画の進捗状況について、年度ごとに点検・評価してきたところですが年度において、より効果的な取り組みを計画的に推進するために総合的なを行い、「第2期計画」を策定することとしました。

2 安来市地域福祉計画（第2期計画）の位置づけ

この計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を「第1期計画平成27年度から平成31年度までの5年間を「第2期計画」と位置づけ、進させていくこととします。

計画の基本理念となる「助けあい、支えあい、みんながいきいきと輝くく1～3の基本目標については、「第2期計画」においても継承すること推進体制については、行政、住民、地域、社会福祉協議会、サービス提供ンティア団体等と「協働」で取り組みを進めて行きます。

また、厚生労働省通知（平成26年3月社会・援護局長通知）による計込む事項についても計画に反映させることとしました。

第2章 安来市を取り巻く状況

1 人口等の状況

(1) 人口構成（平成26年9月末現在）

平成21年の調査結果では、人口が43,104人（男性20,582人、女性22,522人）でしたが、今回の調査と比較すると人口が5年間で2,212人減少しており、男1,042人、女性1,170人）、人口構成では、15歳未満の割合が0.6%減少し、65歳以上が3.7%上昇しています。

（単位：人）

人数	年齢	人数
男		女
19,540	総数	21,352
739	0-4	710
876	5-9	803
955	10-14	916
943	15-19	930
827	20-24	798
909	25-29	857
1,008	30-34	967
1,240	35-39	1,156
1,326	40-44	1,228
1,075	45-49	1,017
1,149	50-54	1,155
1,299	55-59	1,251
1,594	60-64	1,593
1,701	65-69	1,749
1,223	70-74	1,434
1,139	75-79	1,498
839	80-84	1,383
503	85-89	1,048
154	90-94	621
35	95-99	208
6	100歳～	30
0	年齢不詳	0
人口合計		40,892
15歳未満		4,999
構成割合（年少人口）		12.2%
15歳～64歳		22,322
構成割合		54.6%
65歳以上人口		13,571
構成割合（高齢化率）		33.2%

資料：住民基本台帳

（２）年齢区分別人口の推移

国政調査から本市の人口の推移をみると減少傾向に歯止めがかからない状況におかれています。

年齢区分別に推移をみると、15歳未満の年少人口は、昭和60年の調査結果では10,488人でしたが、平成22年には5,438人となり、昭和60年と比較すると48.1%の減少となっています。

一方で、65歳以上の高齢者人口は、昭和60年と平成22年を比較すると67.8%増加し高齢化率が30%を超えました。

(単位：人)

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口		49,616人	48,492人	46,934人	45,255人	43,839人	41,836人
年齢区分	15歳未満	10,488人	8,876人	7,467人	6,434人	5,926人	5,438人
	(構成割合)	21.1%	18.3%	15.9%	14.2%	13.5%	13.0%
	15歳～64歳	31,516人	30,659人	29,233人	27,305人	25,539人	23,626人
	(構成割合)	63.5%	63.2%	62.3%	60.3%	58.3%	56.5%
	65歳以上	7,605人	8,876人	10,231人	11,496人	12,374人	12,772人
	(構成割合)	15.3%	18.3%	21.8%	25.4%	28.2%	30.5%

資料：国勢調査

（３）世帯数の推移

人口が減少しているのに対し、世帯数は横ばい傾向におかれており、単身世帯や核家族の増加によって世帯人員が減少している状況が続いています。

(単位：世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯総数	12,414世帯	12,470世帯	12,670世帯	12,761世帯	12,853世帯	12,820世帯

資料：国勢調査

（４）人口の自然動態、社会動態の推移

年間出生数は、平成16年度と25年度を比較すると85人減少しており、平成23年度からは300人に満たない数値で推移しています。一方、死亡者数は微増傾向にあるため、自然動態では人口が各年度で300人前後減少する状態が続いています。

また、社会動態においても人口が各年度で200人前後減少しています。

(単位：人)

	①自然動態			②社会動態			①+②
	出生	死亡	自然増	転入	転出	増減	
平成16年度	352	549	-197	1,066	1,261	-195	-392
平成17年度	350	501	-151	1,076	1,060	16	-135
平成18年度	340	489	-149	955	1,249	-294	-443
平成19年度	307	548	-241	940	1,154	-214	-455
平成20年度	314	564	-250	896	1,088	-192	-442
平成21年度	315	559	-244	856	1,052	-196	-440
平成22年度	325	597	-272	793	1,013	-220	-492
平成23年度	260	574	-314	815	1,010	-195	-509
平成24年度	267	612	-345	886	1,064	-178	-523
平成25年度	267	562	-295	821	1,020	-199	-494

資料：市民課

2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口比率と年少人口比率の推移

総人口に占める65歳以上の人の割合を表す高齢者人口比率と、15歳未満の人の割合を表す年少人口比率の推移をみると、年少人口は減少し、高齢者人口の比率は急上昇しています。

(単位：人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口	49,616人	48,492人	46,934人	45,255人	43,839人	41,836人
15歳未満	10,488人	8,876人	7,467人	6,434人	5,926人	5,438人
(構成割合)	21.1%	18.3%	15.9%	14.2%	13.5%	13.0%
15歳～64歳	31,516人	30,659人	29,233人	27,305人	25,539人	23,626人
(構成割合)	63.5%	63.2%	62.3%	60.3%	58.3%	56.5%
65歳以上	7,605人	8,876人	10,231人	11,496人	12,374人	12,760人
(構成割合)	15.3%	18.3%	21.8%	25.4%	28.2%	30.5%

資料：国勢調査

(2) 高齢者の年齢区分割合の推移

本市の高齢者人口は、年々増加の傾向にあり、ほぼ3人に1人が高齢者となっています。また、高齢者のうち後期高齢者が55%を占めており、いわゆる高齢者の中の高齢化も進行しています。

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
高齢者人口（65歳以上）	12,747人	12,636人	12,971人	13,271人	13,571人
後期高齢者人口（75歳以上）	7,179人	7,305人	7,408人	7,497人	7,464人
前期高齢者人口（65歳から64歳）	6,668人	5,331人	5,563人	5,774人	6,107人

資料：高齢者安心課

(3) 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯の状況は増加傾向にあり、平成17年には一般世帯数の約6割に推移し、平成22年調査での伸び率は鈍化傾向にあるものの依然として高い数値となっています。

高齢者のひとり暮らし世帯についても13%に達しており、地域から孤立することのないよう、市民、企業・団体などの協働により地域での支え合う体制を一層推進させていく必要があります。

(単位：世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯総数	12,414世帯	12,470世帯	12,670世帯	12,761世帯	12,853世帯	12,820世帯
高齢者のいる世帯	5,404世帯	6,012世帯	6,662世帯	7,247世帯	7,697世帯	7,841世帯
(一般世帯数比)	43.5%	48.2%	52.6%	56.8%	59.9%	61.2%
高齢者単独世帯	364世帯	472世帯	628世帯	812世帯	939世帯	1,053世帯
(高齢者世帯数比)	6.7%	7.9%	9.4%	11.2%	12.2%	13.4%
その他の高齢者世帯	5,040世帯	5,540世帯	6,034世帯	6,435世帯	6,758世帯	6,788世帯
(高齢者世帯数比)	93.3%	92.1%	90.6%	88.8%	87.8%	86.6%

資料：国勢調査

(4) 要介護認定者の状況(各年10月1日現在)

本市の要介護等認定者（要支援・要介護認定者）の推移をみると、近年は緩やかな増加傾向にあり、平成21年9月末で2,603人、平成26年9月末では2,916人です。

要介護等認定率は、平成25年度実績で21.3%となっており、近年は多少の増減をしながら、ほぼ横ばい傾向で推移しています。

一方、平成25年度において表にはありませんが、全国平均は18%、県の平均は21.1%となっています。本市の認定率は全国平均、県平均を上回って推移しています。

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
認定者数	1,638	1,815	2,009	2,161	2,299	2,349	2,423	2,463	2,552	2,603	2,749	2,807	2,780	2,822	2,916
高齢者数	11,529	11,812	12,054	12,226	12,288	12,354	12,517	12,643	12,698	12,746	12,737	12,625	12,971	13,271	13,571
認定率 (認定者数/ 高齢者数)	14.2%	15.4%	16.7%	17.7%	18.7%	19.0%	19.4%	19.5%	20.1%	20.4%	21.6%	22.2%	21.4%	21.3%	21.5%

		H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
要支援 要支援 1	人数	289	278	307	366	477	478	248	367	329	365	443	456	409	360	385
	割合	17.6%	15.3%	15.3%	16.9%	20.7%	20.3%	10.2%	14.9%	12.9%	14.0%	16.1%	16.2%	14.7%	12.8%	13.2%
要支援 2	人数							171	419	466	448	395	389	401	421	421
	割合							7.1%	17.0%	18.3%	17.2%	14.4%	13.9%	14.4%	14.9%	14.4%
経過 要介護	人数							212								
	割合							8.7%								
要介護 1	人数	498	584	693	780	777	802	653	420	389	427	505	522	543	595	627
	割合	30.4%	32.2%	34.5%	36.1%	33.8%	34.1%	27.0%	17.1%	15.2%	16.4%	18.4%	18.6%	19.5%	21.1%	21.5%
要介護 2	人数	271	297	336	308	301	317	345	383	390	362	423	468	462	501	533
	割合	16.5%	16.4%	16.7%	14.3%	13.1%	13.5%	14.2%	15.6%	15.3%	13.9%	15.4%	16.7%	16.6%	17.8%	18.3%
要介護 3	人数	200	220	218	231	254	256	286	327	365	364	355	339	353	360	376
	割合	12.2%	12.1%	10.9%	10.7%	11.0%	10.9%	11.8%	13.3%	14.3%	14.0%	12.9%	12.1%	12.7%	12.8%	12.9%
要介護 4	人数	192	204	226	232	242	246	261	288	310	310	296	316	315	307	323
	割合	11.7%	11.2%	11.2%	10.7%	10.5%	10.5%	10.8%	11.7%	12.1%	11.9%	10.8%	11.3%	11.3%	10.9%	11.1%
要介護 5	人数	188	232	229	244	248	250	247	259	303	327	332	317	297	278	251
	割合	11.5%	12.8%	11.4%	11.3%	10.8%	10.6%	10.2%	10.5%	11.9%	12.6%	12.1%	11.3%	10.7%	9.9%	8.6%
認定者合計		1,638	1,815	2,009	2,161	2,299	2,349	2,423	2,463	2,552	2,603	2,749	2,807	2,780	2,822	2,916
高齢者数		11,529	11,812	12,054	12,226	12,288	12,354	12,517	12,643	12,698	12,746	12,737	12,625	12,971	13,271	13,571
認定率 (認定者数/ 高齢者数)		14.2%	15.4%	16.7%	17.7%	18.7%	19.0%	19.4%	19.5%	20.1%	20.4%	21.6%	22.2%	21.4%	21.3%	21.5%

3 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人の状況（身体障害者手帳所持者数）

身体障害者手帳の所持者数は、平成25年度では、2,074人で平成21年度と比較すると184人減少しています。等級別で最も多いのは、平成21年度では「1級」でしたが、今回の調査では「4級」が最も多く全体の32.7%を占めています。次いで「1級」が27.9%、「3級」が15.5%と続いています。

(単位：人)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1 級	714	730	749	640	680	593	601	593	578
構成比	29.5%	29.7%	29.3%	29.2%	30.1%	28.3%	28.6%	28.7%	27.9%
2 級	320	317	323	282	283	264	257	249	239
構成比	13.2%	12.9%	12.6%	12.8%	12.5%	12.6%	12.2%	12.1%	11.5%
3 級	340	355	378	339	341	322	325	326	321
構成比	14.1%	14.4%	14.8%	15.4%	15.1%	15.3%	15.5%	15.8%	15.5%
4 級	629	647	689	611	633	630	639	636	678
構成比	26.0%	26.3%	27.0%	27.8%	28.0%	30.0%	30.4%	30.8%	32.7%
5 級	194	193	194	155	154	133	128	126	121
構成比	8.0%	7.8%	7.6%	7.1%	6.8%	6.3%	6.1%	6.1%	5.8%
6 級	221	220	222	168	167	156	151	136	137
構成比	9.1%	8.9%	8.7%	7.7%	7.4%	7.4%	7.2%	6.6%	6.6%
合 計	2,418	2,462	2,555	2,195	2,258	2,098	2,101	2,066	2,074

資料：福祉課

(2) 知的障がいのある人の状況（療育手帳所持者数）

療育手帳の所持者数は、平成25年度現在で342人で、平成21年度と比べ22人減少しています。過去3年間の所持者数の推移は横ばい傾向となっています。

(単位：人)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
A	146	162	166	167	176	141	146	143	144
構成比	50.3%	49.2%	50.0%	49.4%	48.4%	43.5%	42.7%	41.8%	42.1%
B	144	167	166	171	188	183	196	199	198
構成比	49.7%	50.8%	50.0%	50.6%	51.6%	56.5%	57.3%	58.2%	57.9%
合 計	290	329	332	338	364	324	342	342	342

資料：福祉課

(3) 精神障がいのある人の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成21年度と比較して56人増加しています。等級別では、「2級」が最も多く57.1%を占めています。

(単位：人)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1 級	33	47	47	49	43	43	45	63	66
構成比	19.5%	21.9%	23.0%	22.0%	17.9%	17.6%	17.0%	21.8%	22.3%
2 級	94	116	112	125	145	142	163	165	169
構成比	55.6%	54.0%	54.9%	56.1%	60.4%	58.2%	61.5%	57.1%	57.1%
3 級	42	52	45	49	52	59	57	61	61
構成比	24.9%	24.2%	22.1%	22.0%	21.7%	24.2%	21.5%	21.1%	20.6%
合 計	169	215	204	223	240	244	265	289	296

資料：福祉課

②自立支援医療費受給者数

自立支援医療費（精神通院医療）の受給者について平成21年度と比較すると178人増加しています。

精神科受診者の増加及び自立支援通院医療の認知度が高まってきていることが増加理由と考えられます。

(単位：人)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
受給者数	573	539	616	597	620	709	752	787	798

資料：福祉課

(4) 難病患者の状況

難病患者の状況は、平成20年度と比較すると90人増加しています。そのうち特定疾患認定患者数は100人増加していますが、全国的にも大幅に増加しています。小児慢性特定疾患患者数は10人減少しています。

(単位：人)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
特定疾患認定患者数	196	200	206	215	229	250	278	300	323	329
小児慢性特定疾患患者数	33	43	32	34	39	28	27	31	23	29
合 計	229	243	238	249	268	278	305	331	346	358

資料：松江保健所

4 自治会の加入状況

自治会加入率の推移をみると、合併後ゆるやかな減少傾向が続いており、今回の調査でも85.8%まで加入率が低下しています。

世帯数が増加している要因は、賃貸住宅入居者の増加および住民基本台帳上、世帯を分離していることが考えられます。

生活様式が変容し核家族化が進展していることが、自治会加入率の低下に影響を与えていると考えられます。

(単位：世帯)

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
加入世帯	12,793	12,711	12,673	12,629	12,517	12,435	12,317	12,226	12,156	12,106
世帯数	13,677	13,835	13,867	13,931	13,975	13,962	13,975	13,996	14,051	14,103
加入割合	93.5%	91.9%	91.4%	90.7%	89.6%	89.1%	88.1%	87.4%	86.5%	85.8%

資料：市民参画課

第3章 地域福祉計画（第1期計画）の取り組みに対する評価結果

1 ワーキング・グループによる評価の目的

地域福祉計画の基本目標は、住民の生活に密着したテーマです。

そのため、平成22年度に計画を策定する段階で、住民およびボランティア団体に対するアンケート調査、地域単位でのワークショップ（体験型学習）を実施し、できるだけ計画に住民のみなさんの意見が反映できるよう工夫をしてきました。

計画策定から5年を経過しようとしているなかで、検討委員として、日ごろから感じたり、気づいたりしていることについてワークショップ形式で意見交換をし、地域福祉に関わる現状および課題と解決の方向性について集約したところです。

その集約結果について第2期計画に反映させることとしました。

2 ワークショップの採点方法

（1）組織・団体の活動や地域住民の立場として普段感じていることについて事由に意見を寄せる方法で採点

（2）5段階で採点

3 ワークショップの手順

手 順	内 容	時 間
○自己紹介 ○進め方の確認	・ 自己紹介、進行役から進め方の説明	5 分
○現状・課題の抽出	・ 基本目標ごとの現状、課題を整理 ・ 施策ごとの評価シートに採点	3 0 分
○総括表の作成	・ 施策ごとの評価シートを集計し、総括表を作成 ・ 集計結果に基づき、評価の理由、課題、解決の方向性について意見交換	2 0 分
○まとめ	・ 発表するにあたってのまとめ	5 分
○発 表	・ 1グループ 3 分程度で発表	3 分



4 ワーキング・グループ編成表

安来市地域福祉計画検討委員会委員名簿

(任期：平成26年12月1日から平成28年11月30日)

区 分	組織・名称	所 属	職 名	グループ	委員氏名
社会福祉に見識を有する者	学校法人 広瀬学園 島根総合福祉専門学校	介護福祉士科	科長	基本目標 1	堅 田 知 佐
福祉に関する市内の団体代表者	安来市民生児童委員協議会		会長	基本目標 1	神 澤 攝 雄
	安来市身体障害者福祉協会		会長	基本目標 2	梅 林 守
	安来市老人クラブ連合会		会長	基本目標 2	國 重 光 美
	安来市健康推進会議		副会長	基本目標 2	山 本 武 士
	安来市交流センター連絡協議会	大塚交流センター	館長	基本目標 2	岡 屋 榮 六
	安来市自治会代表者協議会		副会長	基本目標 2	野 島 忠 昭
	一般社団法人 安来青年会議所			基本目標 1	妹 尾 匠
	安来市PTA連合会		会長	基本目標 2	内 田 浩
福祉サービス提供事業者の代表者	社会福祉法人 安来市社会福祉協議会		事務局長	基本目標 1	田 中 正 美
	安来市立病院	地域医療部	次長	基本目標 3	岩 田 泰 斉
	社会医療法人 昌林会	安来市在宅介護支援センター ケアプランやすぎ	所長	基本目標 3	足 立 好 徳
	社会福祉法人 せんだん会		事務局長	基本目標 3	長 瀬 博 美
	社会福祉法人 やすぎ福祉会		常務理事	基本目標 3	高 橋 美知夫
	島根県農業協同組合	J Aやすぎ 福祉サービスセンター	施設長	基本目標 3	山 岡 茂 子

地域福祉検討委員会事務局（進行役）			
健康福祉部福祉課	課 長	基本目標 1	武 藤 伊津子
	S L	基本目標 2	中 村 一 博
		基本目標 3	宇名手 由 子

安来市地域福祉計画評価シート(総括表)
＝基本目標1＝

【現状評価の区分】				
A …	十分達成できている。	D …	十分達成できていない	
B …	若干課題はあるが、十分達成できている。	E …	達成できていない	
C …	一定程度達成できている。			

基本目標	取り組みの視点	施策
1 すべての人が いきいきと地 域福祉に参加 できるまわちづ くり	地域社会を構成する様々な人たちの参画を基本とし、住民一人ひとりが地域の一員としてともに支えあう意識を待ち、地域における福祉活動の理解を深め、地域で活躍する人材の育成に努め、すべての人がいきいきと地域福祉に参加できるまわちづくりを進めます。	(1) 福祉活動の理解を深める
		(2) 地域福祉活動の担い手を育成する

現状評価	評価の理由・課題	課題解決の方向性
D	【一人ひとり】 ・福祉活動の理解に関する項目については、自治会役員や地域のボランティア団体等の構成員である場合、地域課題を把握する機会があります。すべての人が地域の一員として地域福祉活動に参加する機運は高まっているイイイメージがあります。 【地域のみんな】 ・地域として福祉活動への参加機会をつくることや福祉の担い手を育成すること、また、団体間の交流の必要性に対する理解については、年々高まってきているため一定の評価があります。 【行政】 ・ノーマライゼーションの実現については社会参加を促進するために、正しい理解、認識が持てるよう行政としての普及啓発を強化する必要があるとの意見がありました。	【一人ひとり】 ・地域福祉を推進するにあたっては、「福祉は行政が行なうもの」という意識や行政も「福祉は行政処分に対処するもの」という意識を改めるための情報の発信が重要となります。 そのためには、社会福祉協議会の呼びかけで小地域単位の「住民ワーキング・グループ」を設置し、課題の共有と理解が深まることに努めます。 【行政】 ・ノーマライゼーションの実現については、行政が策定する各種計画に基づき推進しているところですが計画に基づく施策を総合的に点検・評価し、必要に応じ改善を図ることとします。
D	【一人ひとり】 ・一人ひとりの行動が、地域ではあまり感じ取れないため、全般的に低い評価でした。 【地域のみんな】 ・地域においてもボランティアの必要性に関する認知度は高まっていますが、地域でボランティアニーズを把握し、社会資源を開拓する際には、コーディネートを育成するなどの基盤整備が必要となります。住民一人ひとりの知識、技能を活かせる場を設けることが必要との意見でした。 【行政】 ・市内のボランティア団体、個人ボランティアが地域において自主的に活動する拠点が存在しないため、活動の充実や交流の促進が課題となっています。	【一人ひとり・地域のみんな】 ・地域福祉活動の担い手を育成するための学習機会を積極的に設けることが必要です。 行政や社会福祉協議会が設ける学習機会を充実させることに併せ、地域住民による座談会や交流会の企画、参加について今後検討して行きます。 また、サービス提供事業者とも連携し、社会貢献の施策について検討します。 【行政】 ・ボランティアが地域において自主的に活動を推進する拠点として市民活動センター（仮称）の設置が必要となりますが未設置となっており、現在、ボランティア団体の交流については促進されていますが、社会福祉協議会が開設しているボランティアセンターにおける登録会員が増加し、運営委員会の体制が確立された時点で拠点について検討することとします。

安来市地域福祉計画評価シート(総括表)

＝基本目標2＝

【現状評価の区分】			
A …	十分達成できている。	D …	十分達成できていない
B …	若干課題はあるが、十分達成できている。	E …	達成できていない
C …	一定程度達成できている。		

基本目標	取り組みの視点	施策
2 人と人とのつながり を、安心して暮らすために つなぐ	住民一人ひとりと、地域、行政・関係機関はもとより、福祉に 関係する団体、企業、NPO などがそれぞれ責任の もとで役割分担を考えると、 もとに、ネットワークを築き、 人と人とのつながり、いつまでも 安心して暮らせるまちづくりを進めます。	(1) 新たな支え合いのネットワークづくり
		(2) 世代を超えた社会参加と交流の促進
		(3) 多様な生き方が実現するまちづくり
		(4) すべての人が快適に暮らせる環境づくり

現状評価	評価の理由・課題	課題解決の方向性
B	【一人ひとりと・地域のみんな】 ・地域の見守り活動や防災や防犯に関わる体制については、計画策定時より充実してきているとの評価でした。 ・ひとり暮らしの高齢者に対する移動支援や買い物支援については、必要なニーズとの意見でした。 【行政】 ・既存のボランティア団体の支援や個人ボランティアの派遣システムについては、十分機能していないため、新しいニーズが存在しているにも対応できないとの評価でした。 ・災害時等要援護者台帳の整備・拡充については「見守り名簿」を本年4月から導入するため高い評価でした。	【一人ひとりと・地域のみんな】 ・住民一人ひとりが自律的な意識を高め、地域で支え合うまちづくりについては、自治会、交流センターでは地域のつながりが希薄化している状況を踏まえ、よりよい地域づくりを進めていきます。 支え合いのネットワークを拡充するためには、多くの住民が地域社会の一員として住民が参加できる「きつかけ」づくりを具体的に進めて行く必要があります。 ・生活課題の解決にむけて活躍するボランティアに対する助言や保険等の支援ができる体制を充実させます。 【行政】 ・地域住民、ボランティア団体等への活動支援については、福祉活動に関する情報の提供、必要な知識・技術の習得機会、活動拠点に関する支援体制等の整備にむけて取り組みを強化します。
B	【一人ひとりと・地域のみんな】 ・地域のイベントなどへの参加については、固定化が目立ち、また、参加の方法などについてはは自治会であまり話題にされていないイメージでした。 【行政】 ・自治会の加入促進については、年々加入率が低下する傾向にあり、加入率向上の方法について検討する必要があります。	【一人ひとりと・地域のみんな】 ・世代間で交流することは、高齢者のいきがい対策や子どもたちの健全な発達に資することを共有し、そのうえで行事の内容、参加の方法について地域で話し合い、合意形成を得る場を設けます。 【行政】 ・地域福祉を推進させるには、自治会の加入促進対策は重要となるため、関係課とも連携しながら対策を検討します。
C	【一人ひとりと・地域】 ・核家族化の進展などにより、生活様式が多様化するなかにおいて、子育て支援については家族間の協力、地域の支え合いが必要となるため、さらに機運を高めることが重要との意見でした。 【行政】 ・行政が行なう子育て支援施策については、全般的に高い評価となったが、在宅子育て家庭への拠点については検討課題となりました。	【一人ひとりと・地域】 ・今後も核家族化が進展することが予想されるため、さらに子育て環境の充実が求められます。 【行政】 ・行政の子育て支援施策としては、保育施設等の利用意向が高まる傾向におかれており、引き続き子育て支援事業に関わるサービスの確保と質の向上に努めます。
B	【一人ひとりと・地域】 ・困っている人への声がけについては、十分達成できていないとの評価でした。 ・危険箇所の発見、情報の提供、清掃活動への参加、事業者や商店等バリアフリー化等、快適に暮らせる環境づくりについては高い評価でした。 【行政】 ・公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインへの推進については、推進されているとの評価でした。	【一人ひとりと・地域】 ・計画策定時のアンケート調査では、半数以上の住民が困った人を見かけたら手助けしたいとの回答でしたが、手助けに躊躇する、何もしないとの回答も多数あり、思いやりをもって支え合う気持ちについて、一層、普及啓発を図る必要があります。 【行政】 ・物理的な障壁のために社会参加の機会が制限されないよう、引き続き、公共施設等の点検を行い年次的に整備を図ります。

安来市地域福祉計画評価シート(総括表)

＝基本目標3＝

【現状評価の区分】				
A …	十分達成できている。	D …	十分達成できていない	
B …	若干課題はあるが、十分達成できている。	E …	達成できていない	
C …	一定程度達成できている。			

基本目標	取り組みの視点	施策
3 利用者の視点に立った福祉サービスが実現するまちづくり	行政は公的なサービスを適切に運営するとともに、住民相互のきめ細やかな支え合い活動による生活課題の解決や権利擁護を支援し、利用者の視点に立った福祉サービスが実現するまちづくりを進めます。	(1) サービスの提供体制の充実
		(2) 情報提供・相談体制の充実
		(3) サービスの利用支援の充実
		(4) 権利擁護の推進

現状評価	評価の理由・課題	課題解決の方向性
C	【一人ひとり】 ・各種福祉サービスおよびサービス提供事業者の情報を把握し理解を深めることについて、サービスを利用している人に限られる傾向があるとの意見でした。 【地域のみんな】 ・公的なサービスだけでは解決できない生活課題を解決するための社会資源づくりについては、地区社会福祉協議会等の取り組みにより、一定程度達成できているとの評価となりました。 【行政】 ・利用者のニーズに応じたサービスの提供体制については、行政とサービス提供者等が連携し、利用者の意見を反映しながらサービスの向上に努められているとの評価となりました。	【一人ひとり】 ・市内における福祉サービスや提供事業者を把握することについては、福祉サービスが利用が促進されるよう周知・啓発体制を充実させます。 【地域のみんな】 ・健康管理や介護予防を目的としたおしゃべり会については、交流センターや集会所等を活用し、実施されているが、空き家の活用も検討し、市内全域で実施をめざすとともに、実施内容が充実されるよう行政と社会福祉協議会が連携し支援していくこととします。 【行政】 ・現在、総合的なサービスの提供体制の確立をめざし、平成29年4月開設予定の地域包括ケアアシスタムの構築について検討を開始しています。
C	【一人ひとり・地域のみんな・行政】 ・地域の身近な相談者として活躍している民生委員・児童委員の活動について、さらに理解が得られるような対策が必要との意見がありました。 【行政】 ・地域において住民が気軽に相談できる相談支援体制の整備、周知が不足していることが課題でした。	【一人ひとり・地域のみんな・行政】 ・地域と行政とのパイプ役となる民生委員・児童委員の活動について理解を図ることは、情報提供・相談体制の充実させることにおいて重要となることから、行政、社会福祉協議会と連動し、活動について周知・啓発を図ります。 【行政】 ・多様化、複雑化する住民に対する相談については、総合的な窓口の開設や、より効果的な周知方法を検討します。
B	【一人ひとり・地域のみんな・行政】 ・サービス利用支援の充実については、サービス内容の情報提供や問題解決など、計画策定時から充実してきているとの評価でした。 ・さらにサービス内容や事業者、施設に対する正しい理解が得られるよう、行政、サービス提供者から情報を発信し利用支援を図ることが必要との意見でした。	【一人ひとり・地域のみんな・行政】 ・利用者本位サービスを提供するために、利用者からの苦情や意見がサービスの改善に結びつけられるよう、引き続き、取り組んでいきます。
C	【一人ひとり】 ・成年後見人制度に対する知識、相談窓口については、認知度が低いとの評価でした。 ・当事者以外からの子ども相談や虐待の通告について、地域社会全体で見守る機運を醸成する必要があると見ます。 【行政】 ・虐待を防止するネットワークおよび成年後見人制度の利用については、相談支援体制は確保できているが、通告等の住民の協力や制約の理解を得るための周知を充実させる必要があるとの意見でした。	【一人ひとり・行政】 ・地域のなかで安心して安全に暮らすには、一人ひとりの人権が尊重され、権利が擁護される必要があり、高齢者や障がいのある人など、判断能力に不安のある人に対する権利を擁護するための成年後見人制度については権利擁護センターの機能を活かし、住民サービスの提供事業者に対し普及啓発を図っていきます。 ・虐待を防止することも権利擁護を推進する施策であることから、早期の発見と早期の解決を図るために、住民に対し虐待の定義を認識してもらう周知方法を検討します。

基本目標における取り組み状況チェックリスト

●基本目標1 ～福祉活動の理解を深めるために～（計画P20～22）

【現状評価の採点基準】

- 十分達成できている。・・・ 5点
- 若干課題はあるが十分達成できている。・・・ 4点
- 一定程度達成できている。・・・3点
- 十分達成できていない。・・・ 2点
- 達成できていない。・・・1点

取り組みの区分	行動目標	現状評価	評価のポイント
1 一人ひとりが取り組んで行くこと	●地域の中で隣近所がどのような状況にあるのかを普段から把握しておきましょう。	3点	
	●行政や社会福祉協議会などが開催する福祉活動の場へ積極的に参加しましょう。	2点	日常的な組織・団体の活動や地域住民の立場として感じておられることで構いませんので、一人ひとりが取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。
	●地域で活動することを役割の一つとして考えましょう。	1点	
	●地域福祉を推進するため、自分の知識や技術を活かしましょう。	1点	
	●地域の協働行事に積極的に参加しましょう。	1点	
2 地域のみんなで取り組んで行くこと	●地域の子ども達が気軽に福祉活動に参加できる機会を設けましょう。	3点	
	●地域で活躍するリーダーの育成に努めましょう。	4点	同じように、地域のみんなで取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。
	●地域で活動する団体やグループでお互いに交流を深めましょう。	4点	
	●地域で考えながら福祉に関する学習機会を設けましょう。	3点	【取り組みの現状】 ●福祉に関する講座・講演会 住民に対する啓発活動については、「安来市出前講座」の開催により普及啓発に努めています。出前講座以外でも、介護などの講座・講演会は開催されています。地域福祉を推進するためには、「すべての人が当事者」ということについて全体化する必要があり、引き続き、行政と関係機関とが連携し意識の醸成を図ります。 ●福祉課題の正確な把握 ニーズの把握・開拓については、高齢者における地域ケア会議、障がい者自立支援協議会、子育て関連機関などを通じ、地域課題を把握し社会資源との連携、開拓に努めています。把握した課題については、各種計画に反映し、段階的ではあります。社会資源との連携に努めています。 ●ボランティアどうしの交流 安来市は、やすきボランティア団体ネットワークを設立し、交流促進を図るとともに、ボランティアファフェスタを開催し、住民に対し活動の報告を行なっています。 また、社会福祉協議会においても、ボランティアセンターの機能充実や自治会単位への支援として、しまね流自治会区福祉活動支援事業・活動支援組織連絡会の設置により、取り組みについて情報交換の場を設けています。 ●ノーマライゼーションの実現 ノーマライゼーションの普及啓発については、行政が策定する計画においてその理念を反映させ事業展開を図ることとされており、市民に対し普及啓発すること、だれもが社会参加できる環境が整備されます。 権利擁護に関する研修会の実施や広報活動に努めています。が、今後も継続した取り組みを行う必要があります。
	●地域福祉を推進していく上で課題やニーズの正確な把握に努め、社会資源との連携を図ります。	2点	
3 行政が取り組んで行くこと	●地域で活動しているボランティア団体や活動団体など団体どうしの交流を支援するとともに、情報交換の場の提供や活動内容の広報・周知に努めます。	3点	
	●ノーマライゼーションの実現に向けて、また、支援が必要な高齢者や障がいのある人などを取り巻く課題や諸問題について、正しい理解と認識が持てるよう福祉教育の充実に努めます。	2点	
採点結果		3点	
採点基準（採点結果）		A・・・6.5点～5.5点 B・・・点5.5～4.6点 C・・・4.5点～3.5点 D・・・3.4点～2.0点 E・・・1.9点～1.3点	

基本目標における取り組み状況チェックリスト

【現状評価の採点基準】

- 基本目標1 ～地域福祉活動の担い手を育成するために～(計画P24～26)
- | 達成度 | 評価 |
|-------------------------|------------------|
| ●十分達成できている。… 5点 | ●十分達成できていない。… 2点 |
| ●若干課題はあるが十分達成できている。… 4点 | ●達成できていない。… 1点 |
| ●一定程度達成できている。… 3点 | |

取組の区分		行動目標	現状評価	評価のポイント
1	一人ひとりが取組んで行くこと	●行政や社会福祉協議会などが開催するボランティア学習の場へ積極的に参加しましょう。	3点	日常的な組織・団体の活動や地域住民の立場として感じておられることで構いませんので、一人ひとりが取組んで行く目標に対する現状について評価してください。
		●自分ができるボランティアがあれば提案しましょう。	2点	
		●毎日の生活の中でボランティアや地域福祉活動に目を向けましょう。	2点	
		●地域福祉を推進するため、自分の知識や技術を活かしましょう。	1点	
2	地域のみんなで取組んで行くこと	●隣近所に住む高齢者の話し相手やできる範囲で外出支援を行いましょう。	2点	同じように、地域のみんなで取組んで行く目標に対する現状について評価してください。
		●地域の中でボランティアや地域活動に関する学習機会を設けましょう。	3点	
		●ボランティア団体ネットワークを活用して、地域のボランティアニーズの把握や情報の提供に努めましょう。	1点	
		●高齢者や障がいのある人などへサービスを提供している事業者などは、利用者のニーズに応じたボランティア情報の提供に努めましょう。	2点	
3	行政が取組んで行くこと	●住民一人ひとりの知識や技能が活かせる場をつくり、気軽に参加できる機会を設けましょう。	2点	〔取組細目の現状〕 ●ボランティア情報の提供 市として推進しているやすぎボランティア団体ネットワークでは、インターネット・広報、会報などを活用し普及啓発に努めています。社会福祉協議会が実施するマッチング事業についても、杜協だよりを活用し普及啓発に努めています。ボランティア活動を、あらゆるステージで盛んに取り組まれています。ボランティア活動には至っていません。いずれにしても地域福祉の推進にあたって重要な活動となるため、一層推進を図ります。 ●ボランティア活動のきっかけづくり 高齢者の部門では、積極的にボランティアの育成・支援が図られており、ミニサロン（31自治会）、ミニデイサービス（85自治会）等に携わるボランティアの養成など、きっかけづくりに努力していますが、参加者が固定化していることが課題となっています。 こうした地域密着型の事業は、社会福祉協議会と連携し実施しており、社会福祉協議会の事業としてもボランティアの参加が促進事業として、「マッチング事業」を今年度から開始してまいります。ボランティアの受け皿を拡大することが必要となります。 子育てサロン、子育てサークルについても活動支援を行っています。子育てが、地域が限定的でありすべての地域で活動が活発化するよう、基盤を整備する必要があります。 学校教育の場でも住民参加の必要性について理解を深めるためにボランティア・社会体験活動を推進させているところがあります。 ●地域活動拠点の充実、交流機会の確保 地域の活動拠点については、交流センターや社会福祉センター、老人福祉センター、集会所等が活動の拠点となっていますが、ボランティア団体が集い自主的に活動する総合的な拠点は存在しません。 地域福祉の推進にあたってボランティアコーディネーターの養成することについては、社会福祉協議会と連携し、介護ボランティア講座の開催や「しまね流自治会区福祉活動支援事業活動支援組織連絡会」で、地域でのリーダーを育成する予定としています。
		●ボランティア情報や活動内容、参加方法などについて、インターネットや広報等を活用した情報発信の充実に努めます。	3点	
		●社会福祉協議会との連携を深め、ボランティア活動や体験事業参加のきっかけづくりを充実させるとともに、住民が自分にあった活動を選択して参加することができている環境整備に努めます。	3点	
		●ボランティアコーディネーターの養成や、ボランティア団体、NPOの交流が深められるよう、地域活動拠点の充実や交流機会の確保を図るとともに、地域の中でリーダーとなる人材育成に努めます。	2点	
		採点結果	26点	
採点基準(採点結果)		A・・・60点～51点 B・・・50点～41点 C・・・40点～31点 D・・・30点～17点 E・・・16点～12点		— 15 —

基本目標における取り組み状況チェックリスト

●基本目標2 ～新たな支え合いのネットワークづくり～(計画P27～29)

【現状評価の採点基準】

- 十分達成できている。… 5点
- 若干課題はあるが十分達成できている。… 4点
- 一定程度達成できている。…3点
- 十分達成できていない。… 2点
- 達成できていない。…1点

取り組みの区分		行動目標	現状評価	評価のポイント	
1	一人ひとりが取り組んで行くこと	●普段からあいさつをしたり、声をかけ合うよう心がけましょう。	4点	日常的な組織・団体の活動や地域住民の立場として感じてもらえることで構いませんので、一人ひとりが取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。	
		●地域で困っている人があれば、民生委員・児童委員などに連絡しましょう。	3点		
		●地域の見守り活動などへ参加しましょう。	4点		
		●防災や防犯に対する備えを日ごろから考えましょう。	4点		
		●高齢者家族の見守りや声掛けを進めましょう。	4点		
2	地域のみんなで取り組んで行くこと	●ひとり暮らし高齢者の移動支援や買物支援など地域で方法を考えてみましょう。	3点	同じように、地域のみんなで取り組んで行く目標に対する現状についてを評価してください。	
		●ひとり暮らし高齢者の話相手や、話し合う機会を充実させましょう。	3点		
		●近隣で災害時などに支援が必要な人を把握し、地域での防災訓練や、自主防災組織の立ち上げに取り組みしましょう。	3点		
		●地域の福祉力を向上させるため、社会福祉協議会を核とし、老人クラブ、自治会などの地域の組織・団体と行政の連携強化に努めます。	4点		
		●ボランティア団体ネットワークと社会福祉協議会の連携を強化し、ボランティアを必要としている人や団体に対して、ニーズに応じて派遣するシステムの構築を図ります。	2点		
3	行政が取り組んで行くこと	●交流センター活動の活性化を進め、地域間のつながりを強めるように努めます。	5点	●ボランティア団体と社会福祉協議会との連携 システムの構築を図るために、社会福祉協議会においてはマッチング事業を今年度事業開始しましたが、現状の登録者は十分とはいえず、幅広いステージでの活動を進めるには登録者の確保が課題といえます。 また、現在活動している団体においては、若年ボランティアを確保することに苦慮しているため、これらの団体を支援する必要があると見えます。 社会福祉協議会では、しほね流自治会区福祉活動支援事業を通じ自治会との連携強化が図られており、段階的ではありますがボランティアの参加促進が図られているところです。 ●交流センター活動の活性化 交流センターの役割は、地域の活力の向上、行政と地域との連携を目的としており、「地域のつながり」を深めるために特性のある交流活動を展開しています。 ●防災体制の充実 地域みんなどで災害に強いまちづくりを目指し安来市は、「災害時等要援者支援者支援対応マニュアル」を策定し、情報の提供や自力で迅速に非難することのできる方への対応について民生委員や自主防災組織や警察、消防署と連携しながら確立しているところですが、また、学校教育のカリキュラムに安全教育、危機管理に関することも導入されています。 ●災害時等要援護者台帳の整備・拡充 災害時等要援護者台帳の更新については、今年度から毎年整備することとし、また、安来市地域支え合い活動の推進に関する条例」を制定し、本年4月から要援護者台帳に登録のない障がい者、高齢者の情報提供に努めます。	
		●防災に関する啓発・広報の充実や講演会の開催に努め、住民の防災意識の醸成を図るとともに、避難誘導や安全確認が速やかに実施できるよう環境の整備に努めます。	4点		
		●プライバシーに配慮しながら、災害発生時に支援を必要とする対象者の情報を把握する、災害時等援護者台帳（名簿）システムの整備・拡充を推進します。	4点		
採点結果			47点		
採点基準（採点結果）			A・・・65点～55点 B・・・点55～46点 C・・・45点～35点 D・・・34点～20点 E・・・19点～13点		

— 16 —

基本目標における取り組み状況チェックリスト

●基本目標2 ～世代を超えた社会参加と交流の促進～（計画P30～32）

【現状評価の採点基準】

- 十分達成できている。… 5点
- 若干課題はあるが十分達成できている。… 4点
- 一定程度達成できている。…3点
- 十分達成できていない。… 2点
- 達成できていない。…1点

取り組みの区分		行動目標	現状評価	評価のポイント
1	一人ひとりが取り組んで行くこと	●地域のイベントなどに積極的に参加しよう。	3点	日常的な組織・団体の活動や地域住民の立場として感じてもらえることで構いませんので、一人ひとりが取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。
		●地域の会合やミニサロンなどに参加するよう誘い合いましょう。	4点	
		●自治会の役割や重要性について考え、自治会に加入しましょう。	3点	
		●世代間交流の機会を捉えて参加しましょう。	4点	
		●子ども達と一緒に遊びましょう。	4点	
2	地域のみんなで取り組んで行くこと	●「子ども見守り隊」などを活用し、子ども達を通じて近所どうしの顔合わせを進めましょう。	3点	同じように、地域のみんなで取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。
		●祭りや運動会など、地域の催しに高齢者の招待席をつくってみましょう。	4点	
		●住民参加の方法などについて自治会等で話題にしてみましょう。	2点	
		●地域交流の行事内容の提案を行ったり、友人や知人を誘って参加してみましょう。	3点	
		●校区を越えたイベントの開催、校区に関わらない子ども達の交流を考えてみましょう。	4点	
3	行政が取り組んで行くこと	●自治会や老人クラブなどへの加入を促しましょう。	2点	【取り組みの現状】 ●交流センターの拠点整備 交流センターは、条例において、よりよい地域づくりを推進するため、市民が主体的、総合的に取り組む拠点として位置付けられています。さらに行政サポービスの拡充、情報拠点となる施設としての機能の充実を図っています。また、各地区交流センターには、運営協議会が設置されており、地域の特色を活かした拠点として運営されているところです。 ●自治会への加入促進、活動支援 加入促進については、安全で住みよいまちをつくるために転入・市内転居時にチラシを配布し加入促進に努めています。賃貸住宅の入居者の増加に伴い年々加入者が減少する傾向となっています。自治会への活動支援については、自治会代表者協議会主催の研修会の実施並びに交付金等で支援をしており、市内18地区において活動が推進されています。 ●健康やすぎ21の推進 安来市健康推進会議は、健康づくり計画「健康やすぎ21」の健康目標を達成するために地区推進会議を全24地区に設置し、食事や運動、歯科口腔、たばこ・酒、心の健康など健康寿命を延ばす取り組みを住民と協働で推進しています。 ●老人クラブの活動支援 老人クラブの活動については、現在4,111人の加入者で組織されており、補助金により支援しているところであり、若年加入者促進事業についても補助対象としています。 ●世代間交流の促進 地域の大人や異年齢の子どもたちと体験活動を通じ交流することは、子どもが豊かな心を育むために重要な活動となります。また、高齢者の生きがいづくりにも寄与することから、交流センターの生涯学習活動、青少年健全育成連絡会、保護司会などの組織を支援し各種事業を実施しているところです。老人クラブにおいても世代間交流事業を展開しており、その活動を支援をしているところです。また、学校教育・生涯学習の場においても世代間交流を推進させています。
		●地域コミュニティの拠点となる交流センターの整備に努め、住民が主体的に関わる地域づくりの拠点としての機能充実を図ります。	4点	
		●自治会への理解が深まるよう啓発・広報の充実を図り、自治会への加入を促進するとともに、自治会の活動内容や情報提供を充実するなど、自治会活動の支援に努めます。	2点	
		●活力ある集落・地域づくりを推進するため、創意工夫して、意欲的に地域づくりを実施しようとする自治会等を支援します。	4点	
		●生活習慣病を予防し、寝たきりにならない状態で生活できる「健康寿命」を伸ばし、すべての人が元気でいきいきと生活することをめざす健康づくり計画「健康やすぎ21」を推進します。	4点	
		●老人クラブが開催する奉仕活動や世代間交流等の活動を支援するとともに、若年高齢者の参加促進を図ります。	3点	
		●子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした生涯学習・文化スポーツ等の講座、イベントを開催し、世代間の交流を図ります。	4点	
		採点結果	57点	
		採点基準（採点結果）	A・・・85点～75点 B・・・点74点～60点 C・・・59点～43点 D・・・42点～25点 E・・・24点～17点	

基本目標における取り組み状況チェックリスト

●基本目標2 ～多様な生き方が実現するまちづくり～（計画P33～34）

【現状評価の採点基準】

- 十分達成できている。… 5点
- 若干課題はあるが十分達成できている。… 4点
- 一定程度達成できている。…3点
- 十分達成できていない。… 2点
- 達成できていない。…1点

取り組みの区分		行動目標	現状評価	評価のポイント
1 一人ひとりが取り組んで行くこと		●自身の子でなくいても、良いところはほめる、悪いところを見つけたら注意しましょう。	4点	
		●育児休業や介護休業などを積極的に活用しましょう。	4点	
		●子育てをしている親へ声かけをしましょう。	3点	日常的な組織・団体の活動や地域住民の立場として感じてもらえることで構いませんので、一人ひとりが取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。
		●地域の良さを語り定住を促しましょう。	4点	
		●家族間で各々の持つ役割分担について話し合いましょう。	3点	
2 地域の人みんなで取り組んで行くこと		●事業主は、「仕事」と子育て・介護・家事や地域活動などの「生活」が調和する多様な労働環境の整備や休暇の取りやすい職場環境づくりに努めましょう。	3点	
		●子育てや仕事を終えた世代を中心として子育て応援チームを立ち上げてみましょう。	2点	同じように、地域の人みんなで取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。
		●地域全体で子育てを行いましょう。	4点	
		●自治体や地域活動では、性別やしきたり・習慣にとらわれず、一人ひとりの個性や状況にあった役割分担等を進めましょう。	3点	
		●子育てをしている家庭の不安や負担を取り除き、地域の子ども達が健やかに育まれるよう、子育て家庭を中心としながら、行政、保育所・幼稚園、学校などが相互に連携を取り、市全体で子どもを守り育てる環境づくりに努めます。	4点	【取り組みの現状】 ●市全体で子どもを守り育てる環境づくり 子育て相談については、行政と関係機関と連携した相談窓口体制を確保し、保育施設、学校を拠点とした相談・支援も実施しています。 ●社会全体で子どもを育てるためには、子ども見守り隊や青少年健全育成事業、学童保育などのように地域の大人が積極的に関わることが大切となるため、今後も市と住民、関係団体のネットワークを広げ、子育て家庭の不安や負担の軽減できるまちづくりに努めます。 ●「つどいの広場」の拡充 親子の交流、相談に対応するために開設している「つどいの広場」は、現在1か所で年間8,800人の利用があり、子育て家庭の不安の解消に努めてきました。 相談内容も多様化してきており、関係機関との連携を一層緊密にし在宅で子育てする家庭への相談・支援にあたっているところです。
3 行政が取り組んで行くこと		●核家族化や地域のつながりが希薄になっていく中、保護者の育児不安・負担感を軽減し、子どものもよりよい発達を促進する「つどいの広場」の拡充を図ります。	3点	また、子育てサークルの支援も行なっているところです。 ただし、市内1か所（安来地区）のため、利便性を解消する必要があります。
		●地域における子育て支援サービスの充実を図るため、子育て支援の拠点施設となる「子育て支援センター」の充実に努めます。	3点	●「子育て支援センター」の充実 子育て支援センターは、基幹型が1か所、地域型が3か所設置され年間3,300人の利用があります。つどいの広場と同じく在宅子育て家庭を中心に支援しています。 ただし、相対地域には、支援センターが存在しないため、出張型の支援（月1回）で対応しています。
		●性別による固定的な役割分担等の意識を改め、男女がともに対等なパートナーとしてお互いを尊重しあえる環境づくりを進めるため、事業主や住民等への啓発・広報活動を充実させ、男女共同参画に関する意識の改革に努めます。	4点	●男女共同参画の推進 男女共同参画社会の実現に向けて行政としても広報およびホームページを活用し普及啓発に努め、企業への啓発、情報提供についても鳥取県とも連携しながら促進しているところです。
		採 点 結 果	4 4点	
		採点基準（採点結果）	A・・・6.5点～5.5点 B・・・5.5点～4.6点 C・・・4.5点～3.5点 D・・・3.4点～2.0点 E・・・1.9点～1.3点	

基本目標における取り組み状況チェックリスト

●基本目標2 ほとすべての人が快適に暮らせる環境づくり～(計画P34～36)

【現状評価の採点基準】

- 十分達成できている。… 5点
- 若干課題はあるが十分達成できている。… 4点
- 一定程度達成できている。… 3点
- 十分達成できていない。… 2点
- 達成できていない。… 1点

取り組みの区分	行動目標	現状評価	評価のポイント
1 一人ひとりが取り組んで行くこと	●困っている人がいたら積極的に声をかけましょう。	2点	日常的な組織・団体の活動や地域住民の立場として感じてもらえることで構いませんので、一人ひとりが取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。
	●高齢者や障がいのある人について理解を深めましょう。	4点	
	●人や車の通行に支障がある場所や危険な箇所を見つけたときは、その情報を地域の住民に提供しよう心がけましょう。	5点	
	●地域の清掃活動やごみ持ち帰りなどに積極的に取り組み、快適な生活環境を保つよう心がけましょう。	4点	
	●自治会を中心として危険箇所のチェックやマップづくりに取り組みでみましょう。	5点	
2 地域の人みんなで取り組んで行くこと	●困っている高齢者や障がいのある人の社会参加に協力しましょう。	4点	同じように、地域の人みんなで取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。
	●事業者や商店などは建物のバリアフリー化に努めましょう。また、駐車場においては可能な限り、障がい者のスペース確保に努めましょう。	4点	
	●環境の美化に関する取り組みを企画してみましょう。	4点	
	●人権擁護の重要性と、すべての人を大切な存在として尊ぶ心を育む福祉教育の推進を図ります。	5点	
	●公共施設は計画段階から、バリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。	4点	
3 行政が取り組んで行くこと	●環境教育、3R(減らす・繰り返し使う・再資源化)、廃棄物の適正処理及び環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を図ります。(下線部は修正)	4点	(取り組みの現状) ●福祉教育の推進 「安来市人権施策推進基本方針」に基づき学校教育および社会、家庭教育における学習の場が提供されており、企業等も主体的な取り組みが推進されています。 ●公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進 障がいのある人や高齢者、子育て家庭などの生活や活動の場を確保するために、バリアフリー化を推進し、生活環境の整備を図っていること、社会参加を促進する観点から重要となります。 ●そのためには、ユニバーサルデザイン(だれもが利用できる施設)の観点で公共施設の点検を行い年次的に整備を進めているところです。 ●環境教育の推進、循環型処理システムの構築 環境教育として安来市環境フェア、地球温暖化対策出前講座の実施や小中学生に対する環境イラストコンテストの普及促進を図っています。また、3Rについては、分別収集の推進、レジ袋の使用抑制、有機性廃棄物のリサイクルの推進を図っています。 ●プロードバンドインフラ整備・事業の推進 安来市は、平成23年度に「行政告知放送」のシステムを整備し行政情報や交流センターからのお知らせや地震や大雨などの防災に関する情報、警察署などからの情報を音声で周知しています。また、やすぎなどによるT-V(CATV)により画面と音声で情報を提供しているところです。
	●双方向通信により実現する福祉システムの導入に向けて、市内全域で利用可能な高度情報通信システムの整備(プロードバンドインフラ整備事業(音声告知端末機設置事業))を推進します。	4点	
	採 点 結 果	49点	
	採点基準(採点結果)	A・・・60点～51点 B・・・50点～41点 C・・・40点～31点 D・・・30点～17点 E・・・16点～12点	

基本目標における取り組み状況チェックリスト

●基本目標3 ～サービスの提供体制の拡充～(計画P38～39)

【現状評価の採点基準】

- 十分達成できている。… 5点
- 若干課題はあるが十分達成できている。… 4点
- 一定程度達成できている。…3点
- 十分達成できていない。… 2点
- 達成できていない。…1点

取り組みの区分	行動目標	現状評価	評価のポイント
1 一人ひとりが取り組んで行くこと	●日ごろから広報紙、公共機関のホームページに目を通すよう心がけましょう。	3点	
	●地域や近隣で支援を必要とする人がいたら制度の案内や行政機関等へ連絡しましょう。	3点	日常的な組織・団体の活動や地域住民の立場として感じてもらえることで構いませんので、一人ひとりが取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。
	●普段から介護保険や障害者自立支援法(H25年度から障害者総合支援法に改正)による福祉サービスの概要を学びましょう。	2点	
	●福祉施設やサービス事業者についての正しい情報を把握し理解を深めましょう。	2点	
	●地域でお互いの健康を管理するため、自治会単位でおしゃべり会などを企画してみましょう。	3点	
2 地域の人みんなで取り組んで行くこと	●行政や福祉関係機関と連携して、高齢者の介護予防活動への参加に努めましょう。	4点	
	●地域で活動する団体相互の連携強化や情報の共有化を図りましょう。	3点	同じように、地域の人みんなで取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。
	●環境の美化に関する取り組みを企画してみましょう。	3点	
	●社会福祉協議会はもとより、市内の福祉関連事業所間の連携を深め、利用者のニーズに応じたサービス提供体制の整備に努めます。	3点	【取り組みの現状】 ●利用者のニーズに応じたサービスの提供 行政として潜在するニーズの把握に努め、これを計画化し、社会福祉協議会、市内の福祉関連事業所に情報を提供する体制を確保しています。 ●社会福祉協議会の特性を活かした活動の支援 社会福祉協議会は、社会福祉事業の企画、実施および住民参加の援助、地域の社会福祉に関する基盤把握などの社会福祉を推進するにあたって重要な役割を担っています。 地域密着型の地域福祉を推進し、地域課題を解決するために地区社協および自治会と連動し、住民の社会参加を促進し、各種ボランティア講座、コーディネートターの人材育成、自治会単位での自主防災組織、サロン、ミニデイの設立支援などの活動を展開しているところ。 来年度からは、地域単位で、新たなニーズの把握に努めながら、社会資源の活用してのサービスの提供の基盤づくり事業を展開する予定としており、行政としてこれらの事業に対し支援を強化することとしています。 ●福祉サービスの向上 相談窓口に寄せられる利用者の意見につきましては、サービス提供事業者等を通じて担当課が実態を把握しています。 若年層等の影響、少子高齢化の進展や地域のつながりの希薄化によって発生する地域課題に対応するために、行政とサービス提供者が連携し解決できるよう対策を講じているところです。 ●総合的に機能する体制の確立 多様なニーズに対応するためには、健康福祉部門の組織が連携を緊密にし総合的なサービスの提供体制を確立する必要があるため現在、高齢者を中心とした地域包括ケアシステムの構築について検討しているところです。
3 行政が取り組んで行くこと	●各地域の相談窓口や地域包括支援センター、サービス事業者などへ寄せられる利用者に声を反映させ、福祉サービスの向上に努めます。	4点	
	●住民の多様なニーズに対応するため、保健、医療、福祉、その他の生活課題に対するサービスが連動しながら総合的に機能する体制の確立に努めます。	3点	
	採点結果	36点	
採点基準 (採点結果の合計)		A・・・60点～51点 B・・・50点～41点 C・・・40点～31点 D・・・30点～17点 E・・・16点～12点	

基本目標における取り組み状況チェックリスト

●基本目標3 ～情報提供・相談体制の充実～（計画P40～41）

【現状評価の採点基準】

- 十分達成できている。… 5点
- 若干課題はあるが十分達成できている。… 4点
- 一定程度達成できている。…3点
- 十分達成できていない。… 2点
- 達成できていない。…1点

取り組みの区分	行動目標	現状評価	評価のポイント
1 一人ひとりが取り組んで行くこと	●困ったときは民生委員・児童委員に相談しましょう。	3点	日常的な組織・団体の活動や地域住民の立場として感じておられることで構いませんので、一人ひとりが取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。
	●気軽にできる人間関係を築き、それを保つよう心がけましょう。	2点	
	●困ったときは公共機関が設置する相談窓口や相談会を気軽に利用しましょう。	4点	
	●情報通信機器（インターネット等）に親しみ、安全な利用に対する理解を深めましょう。	2点	
	●地域福祉の最も身近な相談機関として民生委員・児童委員への理解を深めましょう。	2点	
2 地域の人みんなで取り組んで行くこと	●地域団体やボランティア団体、NPOなどの会報作成や情報発信を進めましょう。	3点	同じように、地域の人みんなで取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。
	●回覧板が有効に活用されるよう工夫しましょう。	4点	
	●地域の中でパソコン利用法などについて勉強会などを企画してみましょう。	3点	
	●民生委員・児童委員の活動について啓発・広報に努めるとともに、地域の身近な相談者として主体的な活動が行えるよう活動支援の充実に努めます。	2点	
	●専門性が高い場合や緊急の対応が必要な場合などについては、適切な専門機関につなげることができるネットワークの拡充に努めます。	3点	
3 行政が取り組んで行くこと	●各地域の民生委員・児童委員、各地区交流センター、広瀬地域センターや伯太地域センターを窓口とした、住民が気軽に利用できる相談支援体制の整備に努めます。	3点	〔取り組みの現状〕 ●民生委員・児童委員の活動支援 ●民生委員・児童委員の活動に対する啓発については、広報を通じ行っており、また、民生委員・児童委員として毎年5月を活動月間とし各地区でPR活動を目次的に行っています。 ●ネットワークの拡充 ●虐待などの専門性が高い場合や緊急の対応が必要な場合、支援機関を構成組織とするネットワーク会議を行政として設置しており、迅速な対応を図っているところです。 ●相談支援体制の整備 ●市民相談窓口の開設や生活相談員による生活相談、サービスの提供事業者による相談支援、包括支援センターの拡充等については、年次的に体制を確立しています。安来庁舎の市民課（健康福祉窓口）および広瀬・伯太地域センターでは、必要に応じて福祉部局につなげる体制としています。 ●また、各地区交流センターを窓口とした相談支援体制については、ポスター、パンフレット等を活用したガイドや普及啓発の協力を得ています。 ●障がいのある人に配慮した情報提供 ●ウェブアクセシビリティに考慮したホームページの構築及び広報のSPコード化に取り組んでいます。また、平成25年度より聴覚に障がいをお持ちの方々に配慮した告知放送システムの開発に着手しており、現在実証実験中です。 ●高度情報通信システムの効果的な運用 ●安来市は、平成23年度に「行政告知放送」のシステムを整備し行政情報や交流センターからのお知らせ、地震や大雨などの防災に関する情報、警察署などからの情報を音声で周知しています。 ●また、やすきどじょうこTV（CATV）により画面と音声で情報を提供しているところです。
	●ホームページのユニバーサルデザイン化やSPコード等を活用し、視覚や聴覚に障がいのある人に配慮した情報の提供に努めます。	4点	
	●ブロードバンドインフラ整備事業により整備する音声告知端末や、ケーブල්テレビの文字データ放送を活用した情報発信など、高度情報通信システムの効果的な運用を推進します。	4点	
	採 点 結 果	39点	
	採点基準（採点結果）	A・・・5.5点 B・・・点5.5～4.6点 C・・・4.5点～3.5点 D・・・3.4点～2.0点 E・・・1.9点～1.3点	

基本目標における取り組み状況チェックリスト

●基本目標3 ～サービス利用支援の充実～(計画P42～43)

【現状評価の採点基準】

- 十分達成できている。… 5点
- 若干課題はあるが十分達成できている。… 4点
- 一定程度達成できている。…3点
- 十分達成できていない。… 2点
- 達成できていない。…1点

取り組みの区分	行動目標	現状評価	評価のポイント
1 一人ひとりが取り組んで行くこと	●サービスの選択は自己選択、自己決定であるという意識をもちましょう。	3点	日常的な組織・団体の活動や地域住民の立場として感じてもらえることで構いませんので、一人ひとりが取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。
	●サービス内容やサービス事業者、施設に対する正しい情報の把握に努めましょう。	4点	
	●問題や意見があればきっちりと伝えましょう。	3点	
	●サービス事業者や福祉施設は、地域に向けて積極的な情報提供と、理解の促進に努めましょう。	4点	
	●サービス提供者や福祉施設は問題解決の窓口の設置を進めましょう。	5点	
2 地域のみんなで取り組んで行くこと	●サービス事業者は第三者評価制度の活用を積極的に進めましょう。	4点	同じように、地域のみんなで取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。 〔取り組みの現状〕 ●若者処理体制の整備 利用者および家族等からの苦情については、迅速に解決を図るよう対策を講じることが義務付けられており、行政は、その苦情処理に対する指導、助言を図ることとされています。 そのため、年2～3か所表地監査、勉強会、集団指導を行っているところです。 苦情処理の体制の整備については確保できているため、今後も行政と連携しながら、一層利用者や家族が不利な立場にならないよう対応して行きます。 ●利用者の視点に立ったマネジメント体制 あらゆるステージにおいて利用者および家族を主体としたサービス計画を策定するよう体制が整備されており、マネジメント体制については、年々充実してきています。 ●サービス提供者による自己評価、第三者評価 自己評価、第三者評価は利用者本位のサービスの提供およびサービスの質の向上を図る上で必要な事業として導入されており、実施結果については市に報告されています。 市としては、現状を確認し、目標設定を丁寧に行い利用者のサービス向上に努めているところです。 ●サービス提供者の情報の充実 利用者の利益の保護を図る観点から、福祉サービスが適切に受けられるよう普及啓発を図ることはサービス事業者の役割のため必要な情報の提供に努めています。
	●サービス利用にあたり、本人、家庭の視点にたったサービス提供ができるマネジメント体制の充実を図ります。	4点	
	●利用者の適切なサービス選択とサービスの質の向上が実現するよう、サービス事業者による自己評価や第三者評価の導入を働きかけていきます。	4点	
	●サービス事業者に対し、サービス内容に関する情報提供の充実を求めるなど、連携を深めながら適切な指導に努めます。	3点	
		39点	
採点基準 (採点結果)	A・・・50点～45点	B・・・44点～35点	C・・・34点～25点 D・・・24点～15点 E・・・14点～0点

基本目標における取り組み状況チェックリスト

- 基本目標3 ～権利擁護の推進～(計画P44～45)

【現状評価の採点規準】

- 十分達成できている。… 5点
- 若干課題はあるが十分達成できている。… 4点
- 一定程度達成できている。…3点
- 十分達成できていない。… 2点
- 達成できていない。…1点

取り組みの区分		行動目標	現状評価	評価のポイント
1一人ひとりが取り組んで行くこと		●成年後見制度などについて知識を深めましょう。	2点	
		●子ども達に異変を発見したときや、気になることがあれば、小さなことであっても関係機関に相談しましょう。	2点	日常的な組織・団体の活動や地域住民の立場として感じてもらえることで構いませんので、一人ひとりが取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。
		●虐待やその可能性のある出来事を見たり聞いたりしたら、迅速に市役所や児童相談所、警察に通報しましょう。	3点	
		●地域が連携し虐待を防止し、人権に対する意識の向上に努めましょう。	3点	
	2地域のみんなで取り組んで行くこと	●成年後見制度などについて理解を深め、地域で支援が必要な人がいた場合は、サービスへつなげるよう心がけましょう。	2点	同じように、地域のみんなで取り組んで行く目標に対する現状について評価してください。
3行政が取り組んで行くこと		●学校教育、社会教育、家庭、企業、特定事業主等、あらゆる場を通じた人権教育、啓発活動を推進します。	3点	〔取り組みの現状〕 ●「人権教育、啓発活動の推進」「安来市人権施策推進基本方針」に基づき、学校教育および社会教育、家庭教育における学習の場が提供されており、企業においても自主的な取り組みが推進されています。 また、「安来市男女共同参画計画」に基づき、男女が性別に関わることなくいきいきと暮らすことができる社会を目指した取り組みも推進されているところです。 ●虐待を防止するためのネットワークづくり 高齢者、障がい者、子どもの虐待を防止するために、個別のネットワーク会議が設置されており、相談、通告先についても、広報、機関紙、ガイドブック等を活用し周知を図っているところです。 また、虐待防止月間を活用し普及啓発に努めているところです。 ●成年後見制度の啓発・広報の充実 行政としては、住民からの相談の過程で、権利を擁護する必要性があった場合、後見人制度の活用について案内をしているところであり、高齢者の部門では、高齢者を支援している関係機関に対する研修を実施しています。
		●成年後見制度について、啓発・広報の充実を図り、制度の利用促進に努めます。	3点	啓発・広報については、社会福祉協議会としても、今年度開設した権利擁護センターおよび包括支援センターや民生委員と連携しながら実施しているところです。 ●福祉サービス利用援助事業の円滑利用 判断能力が十分でない場合であっても福祉サービスの利用が適正にできるよう、社会福祉協議会が相談窓口となり、サービスの利用相談、資金管理について行なう事業であり、権利擁護センター、包括支援センター、民生委員とも連携し、普及啓発、円滑利用に努めています。
		●社会福祉協議会が窓口となっている福祉サービス利用援助事業が円滑に利用できる環境整備に努めます。	3点	
		採点結果	25点	
		採点基準（採点結果）	A・・・50点～45点 B・・・44点～35点 C・・・34点～25点 D・・・24点～15点 E・・・14点～0点	

— 23 —

第4章 地域福祉をめぐる課題と展望、施策の方向性

1 地域福祉をめぐる課題と展望

安来市では、社会福祉法の規定に基づき、平成22年3月に5か年間を計画期間とした「安来市地域福祉計画」を策定し、だれもが安全で安心して生活することができるためのまちづくりに積極的に取り組んできましたが、地域福祉施策の指標となる安来市を取り巻く状況は、平成26年9月末時点で、人口は、計画策定時の5年前と比較し2,212人減少し、自然動態では、年度で300人前後の減少、社会動態においても200人前後減少する状態が続いています。

年齢区分別人口の推移でも、15歳未満の年少人口は減少傾向が続き高齢化率は、33.2%に上昇していることから、少子高齢化が進行していることが明らかとなっています。

また、高齢者のひとり暮らし世帯も年々増加しており、今後もこうした状況が続くものと予想されるため、要援護者が地域から孤立しないよう、行政の全庁的な取り組みと、住民、地域、社会福祉協議会、サービス提供事業者、ボランティア団体等が「協働」で取り組みを推進させることが重要な状況となっています。

こうしたなか、基本目標1の「地域福祉に参加できるまちづくり」については、福祉活動の理解を深めることや、地域福祉活動の担い手を育成することを行動目標としてきましたが、自治会や交流センター、地区社会福祉協議会などの取り組みについては、地域の特性を活かしながらさまざまな活動が展開され、住民参加が促進されており高い評価となりました。しかし、住民に対し生活課題に対する情報が十分提供されていないことが影響し地域福祉の必要性に対する理解が全体化されていないことが課題となりました。

地域の特性と生活課題を把握し、住民どうしで課題を共有する仕組みづくりに関わることを通じて、住民自らが地域社会の一員として支え合う意識をさらに醸成する必要があります。

基本目標2の「人と人との支え合い、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」では、住民の社会参加意識をネットワーク化し、世代を超えた社会参加と交流の促進を行動目標とし活動を進めてきましたが、ボランティア団体どうしの交流や社会福祉協議会の自治会福祉活動に対する支援は促進されていますが、団体等に属さない住民がせっかく地域福祉活動に参加したくてもきっかけがない状態のため、ボランティアの参加促進、コーディネーターの養成等に課題があります。

基本目標3の「利用者の視点に立った福祉サービスが実現するまちづくり」では、利用者の視点に立った福祉サービスが実現できるようまちづくりを進めていくこととしていますが、福祉サービスに関わる相談窓口や民生委員・児童委員活動の啓発、成年後見人などの制度について住民の認知度を高めるための施策展開が必要であるとの評価でした。

今後の展望ですが、第1期計画期間中の平成26年4月には、「安来市地域支え合い活動の推進に関する条例」を制定し、要援護者等の把握に努め、「見守り体制」の充実を図るとともに、自主防災組織の設立による防災体制の強化、高齢者部門では、自治会単位でのミニサロン、ミニデイサービスが年次的に整備されるなど、地域福祉活動の必要性に対する理解が進み、住民一人ひとりが社会の一員としてまちづくりに参加することが促進されていることは高く評価されたところです。こうした評価を重要視し、第2期計画に反映させることとします。

2 施策の方向性

地域福祉を推進させるには、地域住民の自主的協働活動を必要とする生活課題の存在を調査し、具体的な実態を把握し、住民に対し調査の結果で明らかとなった地域における生活課題を周知することからはじまります。

そして、住民自らが解決したいと考えるようになった生活課題こそが、積極的にまちづくりに参加する動機付けとなるため、住民ワーキング・グループにできるだけ多くの住民が参加できるよう機会を設け、実践的な活動に結びつけて行きます。

第1期計画の期間中に、さまざまな地域福祉活動が展開されていることが評価されましたが、住民の意見を反映する仕組みに課題があるとの意見があり、第2期計画では、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連動性を高め、具体的な施策の方向性についてできるだけ数値目標を掲げ取り組むこととします。

第5章 計画推進にあたっての重点的な取り組み

第1期計画の期間、地域福祉を推進するにあたっては、行政、住民、社会福祉協議会、サービス提供事業者、ボランティア団体等が「協働」で、さまざまな地域福祉施策を展開してきましたが、急速に進展する少子高齢化や核家族の進行や過疎化など地域社会が変容する状況となっています。

今後もこうした状況が続くものと予想されるなか、第2期計画では、地域福祉計画に基づくまちづくりをめざし、以下の事項を「重点的な取り組み」と位置づけ地域福祉を推進していきます。

1 地域福祉活動計画の整備・拡充

地域福祉計画の理念に基づき、現在社会福祉協議会で策定されている「地域福祉活動計画」は、地域福祉推進の中心的役割りを担うもので住民やボランティア団体等の自主的、自発的な福祉活動を促進する計画となります。

この計画は地域福祉のワーキング・グループを設置し、住民自らが計画の推進・評価、見直しに参加し、現状や課題について考えることで地域福祉の理解が深まることと、具体的な施策については、数値目標を掲げ社会参加を促進することが期待されています。

行政としても、社会福祉協議会と連動し、地域福祉活動計画の整備・拡充が図られるよう対応して行きます。

2 ボランティア活動の支援体制の充実

地域において安心で安全なまちづくりを推進させるには、住民どうしで生活課題を共有し、住民自らが地域社会の一員として支え合う意識をさらに醸成し、解決する行動に積極的に参加するきっかけづくりが大切となります。

現在、ボランティア団体のネットワークについては推進させているところですが、だれもが参加できるボランティア活動の支援体制については、充実させる必要があります。

具体的には、社会福祉協議会が開設しているボランティアセンターの機能を充実させ、活動を支援していきます。

3 行政の全庁的な取り組みの強化

地域福祉を推進するにあたっては、健康福祉の分野が中心となり、市民参画および教育、人権、情報、公共施設、定住化等の各分野が十分に連携し効果的な施策を展開する必要があることから、行政関係部課が横断的に取り組むための推進体制を強化します。

具体的には、生活困窮者自立支援法の施行に伴う連絡体制の確保や「地域包括ケアシステム連絡会議」を継続的に開催し、相談窓口体制の拡充や健康増進、介護予防、生活課題に対する支援のネットワークのあり方などを検討します。

4 地域福祉計画の点検・評価の実施

第2期計画においては、個別の施策の進捗状況、計画全体の進捗状況について、利用者の視点に立った指標（実行－評価－改善－実行のサイクル）に基づき、地域福祉計画検討委員会において年次単位で点検・評価を行い、その意見を施策に反映し地域福祉の充実に図ります。

○参考資料 安来市地域福祉計画（第2期計画）の策定経過

第2期地域福祉計画を策定するにあたり、下記のとおり2回の地域福祉計画検討委員会を開催しました。なお、検討委員名簿につきましては、10ページに記載してあります。

- ・第1回安来市地域福祉計画検討委員会
日 時 平成27年2月25日（水） 14時から
会 場 広瀬社会福祉センター
- ・第2回安来市地域福祉計画検討委員会
日 時 平成27年3月18日（水） 14時から
会 場 広瀬社会福祉センター

安来市地域福祉計画

策定年月日 平成27年3月
発 行 安来市健康福祉部福祉課
島根県安来市広瀬町広瀬703番地
TEL 0852－23－3211
HP <http://www.city.yasugi.shimane.jp/>